

## 新潟市秋葉区農業委員会 12 月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年 12 月 26 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 50 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
委員	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

5 番	佐々木 和美
6 番	笠原 綱生

第 2 議事

議案第 22 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 23 号	農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について
議案第 24 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 25 号	新潟市秋葉区農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について

議案第 26 号	新潟市 6 農業委員会の統合について
議案第 27 号	令和元年度新潟市 6 農業委員会統合に関する建議について
議案第 28 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について
議案第 29 号	農地法施行規則第 95 条の規定による意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第 4 条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第 5 条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法の適用を受けない事実確認について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	鈴木 浩
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

佐藤事務局長	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和元年度 12 月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<挨拶>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は欠席委員はおりません。従って、会議は農業委員会会議規則第 4 条により成立しています。</p> <p>それでは、同規則第 5 条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長(小倉会長)	<p>それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>

(異議なし)

議長 皆さんから異議がありませんので 5 番・佐々木委員、6 番・笠原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 22 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 22 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区が 5 件、小須戸地区が 1 件、筆数 18 筆、面積 10,833 m<sup>2</sup>であります。

3 ページからは利用権設定の更新分、新津地区 66 件、小須戸地区 19 件、筆数 486 筆、面積 422,528 m<sup>2</sup>であります

21 ページは売買で新津地区が 1 件、小須戸地区が 2 件、筆数 4 筆、面積 3,530 m<sup>2</sup>であります。

22 ページからは利用権の移転分、新津地区 55 件、筆数 381 筆、面積 239,625 m<sup>2</sup>であります。

34 ページからは中間管理事業分で、新津地区が 11 件、小須戸地区が 1 件、筆数 123 筆、面積 89,409 m<sup>2</sup>であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

37 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 2 年 1 月 20 日となります。

38 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長 それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長 ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 22 号は原案どおり決定しました。ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは次に移ります。  
議案第 23 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(鈴木主査)

それでは、議案書 39 ページ 1 番をご覧ください。  
議案第 23 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。

申請者、有限会社 A 代表取締役 B 氏、  
市之瀬地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。  
本件は、農業用施設建設敷地として利用するための転用許可申請です。  
転用面積は休耕田 5 筆、休耕畑 4 筆、1,476.19m<sup>2</sup>です。  
建築物は精米施設 1 棟、乾燥調製施設 1 棟、休憩室 1 棟、駐車場 16 台の計画となっています。

この後、ご説明いたします議案第 24 号、農地法第 5 条許可申請と一体で開発する計画となっており、総面積は合計 10 筆、2,797.19 m<sup>2</sup>です。

申請地は、令和元年 10 月 10 日付けで、新津農業振興地域整備計画の変更により、農業上の用途区分を農業用施設用地に用途変更された土地に対し、当該施設を建築するための転用が認められるものです。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長 それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長 ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告 令和元年12月23日に開催されました農地部会における、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件と農地法第5条第1項の規定による許可申請1件は、事業主体が同一のため一括調査としましたので、その内容について報告します。

議案書39ページ1番と議案書40ページ1番の案件です。

本件の譲受人の代理人である株式会社CのD氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、農産物処理加工施設建築のため、ある程度の規模、面積が特定できる場所を選定していて、この度、申請の場所に手続きを行ったとの説明を受けました。

次に、転用申請に関して、市と協議はしてきたのか尋ねたところ、開発の申請と農地転用は同時に手続きを進めてきており、ガスは近くに無いので引けないが、水道は覚路津の方から引けるため、県と市には協議済みとのこと。また、予算は建設費の中に含まれているとのこと。

竣工については、補助金の関係もあり4月までには終えたいとのこと。す。

許可になったら申請どおりの転用を行うよう指導し、代理人はこれを了承しました。

以上です。

議長 ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。  
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 23 号は、原案どおり決定しました。

議長

ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは次に移ります。  
議案第 24 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(鈴木主査)

議案書 40 ページ 1 番をご覧ください。  
議案第 24 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明いた  
たします。  
貸付人、E 氏、借受人、有限会社 A 代表取締役 B 氏、  
転用面積は休耕田 1 筆、1,321㎡です。  
計画、詳細等は議案第 23 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定に  
ついてご説明しましたので割愛します。  
なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。  
また、本件は農地部会に付されました。  
以上、事務局説明を終わります。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事  
参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

なお、本来であれば、次に本案件で阿部農地部会長から部会報告をして  
いただくこととなりますが、議案第 23 号の農地部会報告で本件の内容も併  
せて報告いただいておりますので、農地部会報告については省略いたしま  
す。

それでは、ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 24 号は、原案どおり決定しました。

議長

ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは次に移ります。

議案第 25 号、新潟市秋葉区農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(次長)

それでは、議案第 25 号、新潟市秋葉区農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議についてをご説明いたします。読み上げます。

「本年、全国では、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が数多く発生している。一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものである。よって、新潟市秋葉区農業委員会では、委員等の綱紀保持を徹底するため別紙案のとおり申し合わせ決議することを提案する。令和元年 12 月 26 日、新潟市秋葉区農業委員会会長小倉栄造」

この案件につきましては、皆様ご承知のとおり、11 月の県の農業委員大会でも同様な決議を行っています。決議内容については、私どもとしては当然のことと受け止めているところですが、個々の農業委員会でもぜひ同様の決議を行って綱紀保持に努めて欲しいとの県農業会議からの要請もあり提案させていただいたところです。

それでは、42 ページの決議について読み上げて、提案させていただきます

す。

「新潟市秋葉区農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議（案）、本年10月、県外2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕された。農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、本件を含め過去1年間で4件となり、この間、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出された。

一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響の大きさは計り知れない。

農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。全ての農業委員、農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚して農業委員会業務にあたらなければならない。同時に、組織一丸となって再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めなければならない。

よって、新潟市秋葉区農業委員会は、下記事項について組織一丸で取り組むことをここに申し合わせ、決議する。」

記として、「1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 秋葉区農業委員会では、再発防止に向けて、法令遵守や倫理観を高めるための研修を実施すること。」

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第25号は、原案どおり決定しました。



議長

それでは、次に移ります。

議案第 26 号、新潟市 6 農業委員会の統合について、及び、議案第 27 号、令和元年度新潟市 6 農業委員会統合に関する建議についてを議題とします。関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いいたします。なお、採決については、それぞれの議案ごとに行います。それでは、事務局をお願いします。

事務局  
(局長)

議案書 43 ページ、議案第 26 号、新潟市 6 農業委員会の統合について及び、次の 44 ページ、議案第 27 号、令和元年度新潟市 6 農業委員会統合に関する建議について、この 2 つの議案は、農委の統合についての案件で、関連がありますので一括して説明させていただきます。

これまでも 6 農委の統合については、6 月の定例総会、また、建議書案につきましても、9 月の定例総会で説明させていただいていたところですが、この 2 つの議案につきましても、以前にも説明のとおり、本日の 12 月総会において、6 つの農業委員会で同時に提案されているもので、委員の皆さんに決議をいただいたのちに、来年 2 月初めに会長全員で建議書を市長に提出する予定となっています。

農業委員会の統合については、昨年来、市で進められている集中改革の取組による全市的な組織の見直しが契機となるものですが、複数農業委員会があった自治体での全国的な統合の動きや、以前開催された農委のあり方検討会における検討内容などが背景にあるもので、6 つの農業委員会の総意で、統合後にも各区で実質的なサービスの低下に繋がらないよう、具体的な体制などを建議書として提案・要望することとしたものです。

それでは、まず、議案第 26 号について読み上げさせていただきます。

「議案第 26 号、新潟市 6 農業委員会の統合について。新潟市 6 農業委員会が、令和 4 年 4 月 1 日付けで、6 農業委員会を廃止し、1 つの農業委員会に統合することを提案する。令和元年 12 月 26 日、新潟市秋葉区農業委員会会長、小倉栄造」

この議案は、統合の時期や統合後の委員数、体制など具体的な要望を建議するため、まず、農業委員会の統合について提案するものです。

次に、議案第 27 号についてです。

44 ページの本文を読み上げさせていただきます。

「議案第 27 号、令和元年度新潟市 6 農業委員会統合に関する建議について。新潟市 6 農業委員会が令和 4 年 4 月 1 日付けで統合し、そのために必要な施策を、別紙のとおり、新潟市長へ建議することを提案する。令和元年 12 月 26 日、新潟市秋葉区農業委員会会長、小倉栄造」

この 27 号で具体的な要望を建議書として提案するものです。

別紙の建議書案につきましても、以前の総会でも説明させていただいて

おりますので、この度は、全文を読上げての説明は省略させていただきますが、構成など簡単に説明いたします。

まず、議案書の45ページ部分は表紙で、表題と市長へ提出予定の来年2月、また、作成組織である6つの農業委員会名が記載されています。

ページをめくり、次の46ページから47ページ上段までは前文で、現状やこの建議に至る経緯などが記載されています。

47ページの「記」以降の5項目が前にも説明させていただいた、この建議の骨子となっています。

1では、統合時期を令和4年度からとすること、2では、委員の総数を制度改正前の人数を下回らないようにすること、3では、各区に事務局の事務所を残すこと、4は、各事務所の職員が市との兼務により残った事務所が有名無実化しないよう農業委員会選任の職員とすること。

最後の5で49ページの資料1の組織案、50ページの資料2の事務分掌案を示し、組織や業務について、現在と同様なサービス水準を確保できるよう具体的な提案をおこなっているものです。

また、48ページは本文最後の部分にあたりますので、この建議書のあて先の市長名、また下段には提案者である各農業委員会と代表者の各会長名となっております。

この総会で委員の皆様から議決いただきましたら、来年2月開催予定の市長との懇談会の際に、6農委連絡協議会の会長である、小倉会長から市長に直接渡していただく予定となっております。

議案第26号、27号についての説明は以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、最初に、議案第26号について事務局説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 26 号は、原案どおり決定しました。

議長 次に、議案第 27 号について事務局説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 27 号は、原案どおり決定しました。

議長 次に、追加議案の  
議案第 28 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について  
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (鈴木主査) 議案第 28 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。

追加議案書 1 ページをご覧ください。

貸付人 F 氏、借受人 G 氏、  
古津地区、蒲ヶ沢地区及び西島地区の案件で、古津地区、蒲ヶ沢地区は木伏推進委員の担当地区、西島地区は古田推進委員の担当地区です。

申請面積は田 59 筆、47, 129 m<sup>2</sup>、畑 22 筆 5, 003. 88 m<sup>2</sup>、計 81 筆、52, 132. 88 m<sup>2</sup>です。

親子間の使用貸借権の設定です。

本来、同居であれば呼び出しは部会省略可能となっておりますが、この案件は住民票上は別居状態となっておりますが、同じ経営体に入っていることから、実態は同居とみなして差し支えないこと。また、経営移譲に伴う認定農業者資格を取得するための形式的なものであることなどを理由として、部会長及び職務代理と相談のうえ省略案件としました。

また、今後は部会の申し合わせ事項として、「農地部会省略案件取扱いに関する追加申し合わせについて」についてを協議し、項目の条件に全て合致する案件については、同一世帯内の使用貸借は当初設定時と同等とみなすことができるとし、本件同様部会省略とする旨、部会に諮り了承を得ました。

以上、事務局説明を終わります。

議長                    それでは、ただ今の事務局説明について、阿部農地部会長から捕捉して説明をお願いします。

農地部会長            事務局説明のとおり、呼び出し省略の件について、部会長及び職務代理に相談がありましたので、専決により許可しました。

また、今後の部会省略に関する取り扱いを、資料の「農地部会省略案件取扱いに関する追加申し合わせについて」に従い処理することを、部会に諮り了承しました。

以上です。

議長                    ただ今の事務局並びに部会長説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長                    ご質問、ご意見がありませんので、事務局並びに部会長説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長                    皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長                    全員賛成ですので追加議案第 28 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長                    それでは次に移ります。  
議案第 29 号、農地法施行規則第 95 条の規定による意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局  
(鈴木主査)            議案第 29 号、農地法施行規則第 95 条の規定による意見決定についてご説明いたします。

追加議案書 2 ページ、番号 1 をご覧ください。

売払い人、農林水産省、買受者、H氏、  
下新地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。  
売払い面積は、畑1筆56㎡です。

本件は、国有農地、秋葉区下新字堤外415番7の売払いに関して、農地法第46条の規定により、国有農地の売払いについて、売払い申請者が農地法施行規則第95条の規定に該当するか否かについて、北陸農政局長から秋葉区農業委員会長に意見照会があったものです。

なお、農地法第46条は、国有農地を農地のために売払う場合について規定したもので、また施行規則第95条は、買受者が農地を取得後、耕作すると認められる場合について、売払いが可能となることを規定したものであり、また農地法第3条第2項による規定に該当しないことが要件となっていることを規定したものです。

本来であれば、国有農地の売払いに関しては呼び出し案件ですが、今回、急遽、国から意見照会の通知があり、12月総会による意見決定が望ましいとのことなので、部会出席についてH氏に打診したところ、本人の都合がつきませんでした。

このことから、部会長、職務代理に打診して申立書を提出させるとともに、事前に国と買受予定者が立ち会いしている所に松田職務代理が同席されていましたので、松田職務代理の所見を伺い、この二つをもって本人呼び出しに代えることについて、ご了承を得ました。

売払い農地の周辺にはH氏の農地があり、一体的に利用できるため営農管理上は問題ない状況となっています。

申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は申立書にもあるように、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

鈴木委員

参考までにお伺いしたいのですが、今回の売り払い価格はどのようにして決められるのか教えていただきたい。

事務局

まず、国から今回の物件の近傍類似価格の紹介がありましたので、こちらから報告させていただきました。しかし、今のところ国から具体的な価格についての提示はございません。

鈴木委員

了解しました。

議長

他にありませんか。

(なし)

議長

他に皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案書 2 ページ 1 番の案件です。

国有農地の売払いに関しては呼び出し案件ですが、急遽、国からの意見照会の通知であり、部会出席についてH氏の都合がつかせませんでしたので、申立書を提出させるとともに、担当地区委員の松田職務代理の所見を伺い、この二つをもって本人呼び出しに代えました。

審査の結果、国有農地の売払い条件は満たしており、部会としては売払いを受ける者として適当と判断したことを報告します。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 29 号は、原案どおり意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
農地の転用事実に関する照会書について  
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
農地法第 4 条転用届出に関する受理について  
農地法第 5 条転用届出に関する受理について  
農地法の適用を受けない事実確認について  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局  
(白川係長)

議案書の 51 ページをご覧ください。  
新潟市農用地利用配分計画（案）についてでございます。  
新津地区 17 件、小須戸地区 1 件、筆数 123 筆、面積 89,409 m<sup>2</sup>であります。  
つづいて、議案書の 56 ページをご覧ください。  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり 32 件受理いたしました。

事務局  
(鈴木主査)

63 ページをご覧ください。  
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり 6 件回答しました。  
64 ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
です。  
記載内容のとおり 4 件受理しました。  
65 ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第 4 条転用届出に関する受理についてです。  
記載内容のとおり 1 件受理しました。  
66 ページから 67 ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。  
記載内容のとおり 10 件受理しました。  
最後に 68 ページをご覧ください。  
報告事項、農地法の適用を受けない事実確認に関する受理についてです。  
記載内容のとおり 1 件受理しました。  
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和元年度12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 佐々木 和 美

署名委員 笠 原 綱 生